

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>第三 医療の提供</p> <p>一 総合的な医療提供体制の確保</p> <p>1 国及び都道府県は、患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、国のH I V治療の中核的医療機関であるACC、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を引き続き強化するとともに、新たに中核拠点病院制度を創設し、エイズ治療拠点病院の中から都道府県ごとに原則として一か所指定し、中核拠点病院を中心に、都道府県内における総合的な医療提供体制の構築を重点的かつ計画的に進めることが重要である。</p> <p>具体的には、ACCの支援を原則として受ける地方ブロック拠点病院が中核拠点病院を、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院を支援するという、各種拠点病院の役割を明確にし、中核拠点病院等を中心に、地域における医療水準の向上及びその地域格差の是正を図るとともに、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるような基盤作りが重要である。</p>	<p>○医療提供体制の確保（①ACC、②地方ブロック拠点病院（全国8ブロック）14病院、③中核拠点病院55か所、④エイズ治療拠点病院380か所）</p> <p>○エイズ対策促進事業による補助（都道府県等向け）</p>	<p>○地方ブロック拠点病院への患者の集中を是正することは重要ではないか。また、その患者の集中を軽減させるためにも、中核・治療拠点病院の連携や機能強化（医療水準の向上）も重要ではないか。</p> <p>○都道府県における診療の主体である中核拠点病院と地域医療の主体である治療拠点病院との連携を密にし、地域格差が生じないような基盤作りを行うことは今後も重要ではないか。</p>	<p>○今後も地方ブロック拠点病院への患者の集中を軽減させるために、中核・治療拠点病院の連携や機能強化（医療水準の向上）を推進するという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○地方ブロック拠点病院と中核拠点病院との連携を深め、相互の研修等により診療の質の向上を図れるよう、連絡協議会において医療従事者への啓発も含む診療連携を検討していくことは重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。また、地域の実情に応じ、計画的にH I V医療提供体制整備を図るとともに、数値目標の設定など、整備の進捗状況を評価できる仕組みについても検討することが重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>2 また、高度化したH I V治療を支えるためには、専門医等の医療従事者が連携して診療に携わることが重要であり、国は、外来診療におけるチーム医療、ケアの在り方についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保を図ることが重要である。</p> <p>また、都道府県等は、患者等に対する歯科診療の確保について、地域の実情に応じて、各種拠点病院と診療に協力する歯科診療所との連携を進めることが重要である。さらに、今後は、専門的医療と地元地域での保健医療サービス及び福祉サービスとの連携等が必要であり、これらの「各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能」（コーディネーション）を強化していくべきである。</p>	<p>○エイズ拠点病院地域別病院長会議の開催</p> <p>○医療従事者に対するH I V医療等に関する研修の実施</p>	<p>○医療の質の標準化を進めるべく、患者に対するチーム医療やケアのあり方について指針等を作成することは今後も重要ではないか。</p> <p>○医科診療の主体が拠点病院であるのに対し、歯科診療の主体は診療所であることから、歯科診療の確保について、拠点病院と診療所との十分な連携を図ることは重要ではないか。</p> <p>○「各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能」（コーディネーション）を強化していくことは今後も重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○地域の実情に鑑み、歯科診療確保のために、ブロック・中核拠点病院のコーディネイト機能のもと、H I V診療に協力する歯科診療所との連携体制構築を強化するべきであるとの追加記載をするべきではないか。</p> <p>○拠点病院におけるコーディネーターの配置を進めることは重要であるという追加記載をするべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>3 十分な説明と同意に基づく医療の推進 治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は患者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、医療従事者は医療を提供するに当たり、適切な療養指導を含む十分な説明を行い、患者等の理解が得られるよう継続的に努めることが重要である。説明の際には、患者等の理解を助けるため、分かりやすい説明資料を用意すること等が望ましい。また、患者等が主治医以外の医師の意見を聞き、自らの意思決定に役立てることも評価される。</p> <p>4 主要な合併症及び併発症への対応の強化 H I V治療そのものの進展に伴い、結核、悪性腫瘍^{しゅよう}等の合併症や肝炎等の併発症を有する患者への治療も重要であることから、国は、引き続きこれらの治療に関する研究を行い、その成果の公開等を行っていくことが重要である。</p> <p>5 情報ネットワークの整備 患者等や医療関係者が、治療方法や主要な合併症及び併発症の早期発見方法等の情報を容易に入手できるように、インターネットやファクシミリにより医療情報を提供できる体制を整備することが重要である。また、診療機関の医療水準を向上させるために、個人情報の保護に万全を期した上で、H I V診療支援ネットワークシステム（A-net）等の情報網の普及や患者等本人の同意を前提として行われる診療の相互支援の促進を図ることが重要である。さらに、医療機関や医療従事者が相互に交流することは、医療機関、診療科、職種等を越えた連携を図り、ひいては、患者等の医療上の必要性を的確に把握すること等につながり有効であるため、これらの活動を推進することが望ましい。</p>	<p>○研修（エイズ予防財団主催、ブロック拠点病院主催、ACC主催）の実施 ○A-netの普及 ○エイズ予防情報ネット（ホームページ）の普及</p>	<p>○医療従事者が患者等に対し十分なインフォームドコンセントを行うことは治療効果を高める上で重要ではないか。</p> <p>○合併症・併発症の治療は重要であり、国はこれらの研究の推進し、その成果を公開していくことは重要ではないか。</p> <p>○情報ネットワークを通じた医療水準の向上は重要であり、今後も進めるべきではないか。</p> <p>○ブロック内外を問わず、医療機関相互や医療従事者間、診療科間等の連携は重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○HIV 感染に係る合併症・併発症治療法の研究、特に肝炎に関する研究は、その臨床像から今後強化されるべきである、という趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○個人情報の保護に留意しつつ、今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>6 在宅療養支援体制の整備 患者等の療養期間が長期化したことや患者等の主体的な療養環境の選択を尊重するため、在宅の患者等を積極的に支える体制を整備していくことが重要である。このため、国及び地方公共団体は、具体的な症例に照らしつつ、患者等の在宅サービスの向上に配慮していくよう努めることが重要である。</p> <p>7 治療薬剤の円滑な供給確保 国は、患者等が安心して医療を受けることができるよう、治療薬剤の円滑な供給を確保することが重要である。そのため、国内において薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）で承認されているがH I V感染又はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない薬剤の中で効果が期待される薬剤の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された治療薬剤がいち早く国内においても使用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。</p>	<p>○N G O等による社会支援の推進</p> <p>○国内未承認薬・適応外薬の開発促進</p>	<p>○患者の治療における長期療養化への対応は、それに伴う在宅療養の推進も考慮し、非常に重要な問題ではないか。</p> <p>○H I V治療薬を含め国内未承認薬・適応外薬の開発促進は、今後重要ではないか。</p>	<p>○長期療養や在宅療養への体制を整備を強化する趣旨の記載を追加するべきではないか。</p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p>	
<p>二 人材の育成及び活用 良質かつ適切な医療の提供のためには、H I Vに関する教育及び研修を受けた人材が、効率的に活用されることが重要であるとともに、人材の育成による治療水準の向上も重要であり、国及び都道府県は、引き続き、医療従事者に対する研修を実施するとともに、中核拠点病院のエイズ治療の質の向上を図るため、地方ブロック拠点病院等による出張研修等により支援することが重要である。</p>	<p>○研修会の実施</p>	<p>○医療従事者への研修を実施し、必要に応じて出張研修等により対応することは今後重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>三 個別施策層に対する施策の実施</p> <p>個別施策層に対して良質かつ適切な医療を提供するためには、その特性を踏まえた対応が必要であり、医療関係者への研修、対応手引書の作成等の機会に個別的な対応を考えていくこと等が重要である。</p> <p>例えば、個別施策層が良質かつ適切な医療を受けられることは、感染の拡大の抑制にも重要である。このため、都道府県は、地域の実情に応じて、各種拠点病院等において検査やH I V治療に関する相談（情報提供を含む。）の機会の増加を図るべきであり、特に外国人に対する医療への対応にあたっては通訳等の確保による多言語での対応の充実等が必要である。</p>	<p>○H I V専門家研修の実施</p> <p>○ボランティア・通訳研修(エイズ予防財団主催)の実施</p>	<p>○個別施策層に対しては、地域の実情に応じた個別的な対応を検討する必要があるのではないか。</p> <p>○個別施策層の患者に対し、検査・相談の機会を拡充することは重要ではないか。</p> <p>○外国人に対する医療への対応は今後も重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○個別施策層に対する検査・相談の機会の拡充への取組は、今後強化されるべきとの趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○患者等が職業、国籍、感染経路などによって医療やサービス、情報の提供に支障が生じることのないよう、医療従事者に対する研修を実施するという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p>	
<p>四 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化</p> <p>患者等の療養期間の長期化に伴い、障害を持ちながら生活する者が多くなったことにかんがみ、保健医療サービスと障害者施策等の福祉サービスとの連携を強化することが重要である。具体的には、専門知識に基づく医療社会福祉相談（医療ソーシャルワーク）等のほか、ピア・カウンセリングを積極的に活用することが重要である。また、患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のNGO等との連携体制、社会資源の活用等についての情報を周知する必要がある。</p>	<p>○血友病患者等治療研究事業の実施</p>	<p>○医療社会福祉相談やピアカウンセリング等の活用を通じて、医療機関や地域NGOと連携した生活支援を推進することは重要ではないか。</p>	<p>○医療社会福祉相談やピアカウンセリング等の活用を通じて、医療機関や地域NGOと連携した生活相談支援のプログラムを推進することが重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p>	